

岡野敬次郎氏は旧幕臣、慶應元年九月二十三日上州旧岩鼻県に生る、明治十六年九月旧東京大学法学部に入学、同十九年七月法科大学卒業、直に大学院に入りて契約法原理を研究し、同二十一年七月法科大学助教授に任せらる、同二十四年九月商法研究の為め独逸国に留学を命ぜられ、同二十八年十一月帰朝法科大学教授に任せられ、商法講座担任を命ぜらる、爾来二十五年余、其の職に在りて斯学の発達に貢献する所頗る大なり、且其の間多年評議員として本大学の為に尽力する所亦尠しとせず、明治三十二年三月大学総長の推薦に基き法学博士の学位を授けられ、同三十九年九月勅旨に依り帝国学士院会員仰付らる。

318 法学博士岡野敬次郎へ名誉教授の名称授与に付上申案

〔大正十一年十一月二十九日〕

大正十一年十一月廿九日

課長（中村恭平）

總長（古在由直）

庶務課（葛巻常四郎）（今西喜蔵）

（印）

案

（欄外注記1）

右ハ別紙功績書之通ニ候間帝国大学令第十三条ニ依リ東京帝国

大学名誉教授ノ名称ヲ授与相成候様致度此段上申候也

文部大臣宛

年 月 日

総 長

正三位勲一等岡野敬次郎
草委員、或は主査委員として商法附属法、破産法、和議法、信託法、民事訴訟法、借地法、民法、刑法等、我邦近時の重要な法律案の成立に尽瘁せる功績の顯著なることは世人の知悉する所なり、加之、氏が明治三十三年以来、帝室制度調査局御用掛又は皇室令整理委員として、帝室の諸制度を整頓せし功劳も亦頗る甚大なりとす。

氏の大学に在るや、時に、或は農商務省参事官又は法制局長官を兼任し、時に或は法制局長官又は行政裁判所長官として法科大学教授を兼任したことあるも、我大学に於ける商法講座の開拓者として終始一貫諄々として教へて倦む所なかりしは、同僚及学生の等しく敬服する所なりとす、本年六月十二日司法大臣に親任せらるゝと共に教授の職を去りしも、学期半にして講

十一月廿八日評議会可決

法学博士岡野敬次郎氏功績一斑

義を中止するに忍びずとし、閣僚の諒解を得て、学期末に至る迄、更に講義を継続し、学生をして損失する所無からしめたるか如きは、学界の美談と称するに足るへし。

(欄外注記一)

「十一月廿九日送達済」

『秘書』自大正十一年至大正十四年、^⑨番欠